

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
規約・規程 目次

番号	名称	最新改正日
規-1	支部規約	平成 30 年 6 月 21 日
規-2	委員会・業務部会・常任幹事会設置規程	平成 30 年 6 月 21 日
規-3	業務部会会費規程	平成 30 年 6 月 21 日
規-4	事務局規程	平成 30 年 6 月 21 日
規-5	支給規程	平成 30 年 6 月 21 日
規-6	手数料規程	平成 30 年 6 月 21 日
規-7	コンプライアンス規程	平成 30 年 6 月 21 日
規-8	地区業務部会規程	平成 30 年 6 月 21 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
支部規約

制定 平成 3 年 6 月 3 日
一部改正 平成 9 年 6 月 19 日
一部改正 平成 11 年 6 月 24 日
一部改正 平成 15 年 2 月 27 日
一部改正 平成 17 年 6 月 10 日
一部改正 平成 22 年 6 月 18 日
一部改正 平成 24 年 6 月 21 日
一部改正 平成 25 年 6 月 20 日
一部改正 平成 28 年 6 月 23 日
一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

(名称)

第 1 条 この支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「本会」という）東京支部（以下「支部」という）と称する。

(地域)

第 2 条 支部の地域は、東京都とする。

(事務所)

第 3 条 支部の事務所は、東京都に置く。

(事業)

第 4 条 支部は、本会の定款第三条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の事業又は本会が国等から委託を受けた事業、又は支部が国等から委託を受けた事業
- (2) 東京労働局及び労働基準監督署等との連携協力並びに地方公共団体及び関係団体との連携、協力、協調
- (3) 事業場の安全・衛生の診断及び指導の実施に関する事業
- (4) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という）の品位の保持及び業務に必要な教育、指導、研究及び講習会等の事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 5 条 支部の会員は、次の 2 種とし、他支部の会員を兼ねることはできない。

- (1) 正会員 本会の定款第 5 条第 1 号に規定する正会員であって、入会時に又は現に、事務所、勤務先又は住所が東京都内にある者。
- (2) 準会員 本会の定款第 5 条第 2 号に規定する準会員であって、入会時に又は現に事務所、勤務先又は住所が東京都内にある者。

第6条 削除

(会員資格の取得及び喪失)

第7条 本会の会員は、本会入会とともに第5条に基づいて支部会員となり、退会とともに支部会員の資格を失うものとする。

(懲戒)

2 支部会員が、本会の定款、規程、倫理綱領、行動規範、及び当支部の規約、規程等に照らして問題ある行動を行ったとき、また懲戒の事由のいずれかに該当する場合、その状況に応じて次の区分により懲戒を行う。

(懲戒の種類)

3 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告 非違行為の責任を始末書等により確認し将来を戒める。
- (2) 支部会員活動停止 一定期間又は無期限にわたり、支部内の各種委員会、会議への参加を含む活動を停止するなど支部会員としての活動を停止する。
- (3) 除名

(懲戒の事由)

4 支部会員の懲戒の事由は次のとおりとする。次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、戒告または支部会員活動停止とする。

- (1) 過失又は故意により本会、支部、顧客に損害を与えたとき。
- (2) 本会又は支部又はこれらの会員の名誉又は信用を傷つける行為をしたとき。
- (3) 私生活上の非違行為や支部に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、本会又は支部又はこれらの会員の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。
- (4) 正当な理由なく本会、支部、顧客の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本会、支部、顧客または関係先に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
- (5) コンサルタント、顧客他関係者を欺くおそれのある行為をしたとき。
- (6) 社会人としての良識や礼節にそむく不適切な行為をしたとき。これには恐喝、暴力、セクハラ、パワハラなどが含まれる。
- (7) 重要な経歴を詐称して入会したとき。
- (8) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき。
- (9) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお改善の見込みがないとき。
- (10) 許可なく職務以外の目的で本会又は支部の施設、物品等を使用したとき。
- (11) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供応を受けたとき。
- (12) その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

5 次のいずれかに該当するときは、支部総会の委任状を含む出席正会員の2/3以上の議決

に基づき除名することができる。

- (1) 本会の定款、規程、倫理綱領、行動規範、又は当支部の規約、規程等に違反したとき。
- (2) 第7条の第4項のいずれかに該当し、その程度が重大と判断される時。
- (3) 反社会的勢力との交流があることが判明したとき。

(会員名簿)

第8条 支部には、支部会員名簿を備え、会員の氏名、会員番号、登録番号、住所、事務所又は勤務先の名称及び所在地等必要な事項を記載するものとする。

(役員)

第9条 支部に、役員として適当人数の幹事及び2名の支部監事を置く。

2 幹事のうちから次の役職を選任する。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 4名以内
- (3) 専務幹事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 専門委員会委員長
- (6) 地区業務部会長

注：支部長、副支部長、専務幹事を総称して三役と称する。

役員構成を別表に示す。

(役員選任)

第10条 幹事及び支部監事は、支部の正会員から、支部総会において選出する。

- 2 支部長については、支部総会の推薦に基づき本会の会長が委嘱する。支部長は立候補制にする。立候補がない場合は幹事会から推薦する。
- 3 副支部長、専務幹事は支部長が委嘱する。
- 4 事務局長については、事務局規程による。
- 5 専門委員会委員長及び地区業務部会長については、委員会・業務部会・常任幹事会設置規程による。
- 6 役員が次の各号に該当するときは支部総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められる時。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとみとめられた時。
- 7 支部監事は幹事を兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 支部長は、支部を代表し、支部業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時、又は支部長が欠けたときは、

その業務を代行する。

3 専務幹事は、支部長及び副支部長を補佐して会務を処理する。

4 幹事は、支部業務を執行する。

5 支部監事は、次の職務を行う。

(1) 支部の事業報告及び収支決算について監査を行う。

(2) 支部総会及び幹事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

4 支部長は、原則として労働安全コンサルタントと労働衛生コンサルタントで、交替で務めるものとするが、会員から特に要請された場合はこの限りでない。任期は2期4年を超えてはならない。ただし、幹事会の3分の2以上の承認を得た場合は、2年間に限り2期4年の任期を延長することができるものとする。

(役員報酬)

第12条の2 役員報酬については、役員・事務局職員報酬規程による。

(支部顧問等)

第13条 支部に、在籍10年以上で、かつ、三役経験者であった者を支部総会の議を経て支部顧問とすることができる。

2 支部に在籍10年以上で、支部監事あるいは常設の専門委員会委員長を経験したものを幹事会の議を経て支部参与とすることができる。

(支部総会)

第14条 支部総会は、毎年1回、事業年度終了後90日以内に開催しなければならない。また必要に応じ臨時支部総会を開催することができる。

2 支部総会は、支部長が召集し、第10条1項(役員選任)、同6項(役員解任)の審議の他、支部の運営に関する重要な事項を審議し、第18条(事業計画及び収支予算)、第19条(事業報告及び収支決算)、第24条(支部規約の改正)等の報告を受ける。

3 支部総会は、委任状も含めて正会員の3分の1の出席で開催し、委任状を含めた出席者の過半数で議決することが出来る。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 支部総会出席者数が第3項の開催規定人数に達しない場合は、幹事会を開催し、支部総会に代える。

6 支部長は、支部総会で議決した事項については、支部総会終了後30日以内に本会会長

に關係資料を添えて報告する。

(幹事会)

第 15 条 幹事会は、隔月または支部長が必要と認めた場合に開催し、支部総会の議決事項
その他支部業務の執行を決議する。

2 幹事会の議長は、支部長がこれに当たる。

3 幹事会は幹事をもって構成する。ただし幹事会の承認により議決権のないオブザーバー
の出席を認める。

4 幹事会はその構成員の過半数が出席して会議を開催し、出席者の過半数をもって決議す
ることができる。

(委員会・業務部会・常任幹事会)

第 16 条 支部には、支部総会の議を経て委員会・業務部会・常任幹事会を置く。これらの
運用は、委員会・業務部会・常任幹事会設置規程による。

(収益及び費用)

第 17 条 支部の収益は、次の各号に掲げるものをもって構成し、支部長がこれを管理する。

- (1) 本会からの交付金等
- (2) 本会からの助成金
- (3) 第 4 条の事業に伴う収入
- (4) 業務部会の部会費収入
- (5) 寄付金
- (6) その他

2 支部の費用は、前項の収益をもって支弁する。

3 支部の費用には業務部会の費用を含める。

4 支部の会計は本会会計の一部として決算される。

5 支部の資産は本会にて管理される。

(事業計画及び収支予算)

第 18 条 支部長は、事業計画案及び収支予算案を作成し、毎事業年度当初に、幹事会の承
認を受け、その後、支部総会において報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 19 条 支部長は、毎事業年度終了後に、事業報告及び収支決算について、支部監事の監
査を受けた後、幹事会の承認を受け、その後、支部総会において報告しなければならない。
い。

2 支部長は、毎事業年度終了後、速やかに前年度の収益及び費用を本会に報告する。

(事業年度)

第 20 条 支部の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 21 条 支部に、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長及び事務局職員の任免、職務及び給与等は、別途事務局規程による。

(諸規程の制定)

第 22 条 その他この支部規約の施行について必要事項は、幹事会の議決を経て支部長が定める。

2 この支部規約のほか、支部の設置運営については、本会の支部設置規程によるものとする。

(本会諸規程の準用)

第 23 条 支部の運営に当たって定めなき事項については、本会の定款及び諸規程を準用する。

(支部規約の改正)

第 24 条 この支部規約は、幹事会において出席幹事数の 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。改正議決後、直近の支部総会に報告するものとする。

2 支部規約の改正をした場合は、速やかに本会会長の承認を得るものとする。

別表 東京支部役員構成

役員構成 (カッコ内は人数)			幹事会構成 (○印) (本規約第 9 条、15 条)	常任幹事会構成 (○印) (規程*第 5 条)		
役 員	幹 事	支部長 (1)	三 役	○ (議長)	○	
		副支部長 (4 名以内)		○	○	
		専務幹事 (1)		○	○	
		事務局長 (1)			○	○
		専門委員会委員長 (4)			○	○
		地区業務部会長 (4)			○	○
		一般幹事 (適当数)			○	
支部監事 (2)			出席			

注*) 規程とは、「委員会・業務部会・常任幹事会設置規程」をいう。

付則 この規約は平成 25 年 6 月 20 日から一部を改正して施行する。

付則 この規約は平成 28 年 6 月 23 日から一部を改正して施行する。

付則 この規約は平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
委員会・業務部会・常任幹事会設置規程

一部改正 平成 22 年 6 月 18 日

一部改正 平成 25 年 5 月 29 日

一部改正 平成 26 年 1 月 31 日

一部改正 平成 28 年 6 月 23 日

一部改正 平成 28 年 11 月 30 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

第 1 条 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 16 条の規程に基づき、この支部（以下「支部」という）に委員会、業務部会、常任幹事会を置く。支部体制は、別図に示す。

（委員会）

第 2 条 支部には、支部運営を円滑に実施するため、企画委員会、事業委員会、研修委員会、広報委員会を置く。これらを専門委員会と称する。

- (1) 委員会の委員は、各地区業務部会長が幹事会に推薦し、幹事会の承認を得る。
- (2) 各委員会には、委員長を置く。委員長は支部長が委嘱する。
- (3) 企画委員長は、支部の事業計画・規約・規程の改廃に関する事項等を行う。
- (4) 事業委員長は、情報の収集・調査研究・事業の開発及び推進に関する事項等を行う。
- (5) 研修委員長は、支部会員の資質の向上・研修又は講習に関する事項等を行う。
- (6) 広報委員長は、支部広報の刊行及びホームページの管理に関する事項等を行う。
- (7) 各委員会の費用は、支部の収益をもって支弁する。

第 3 条 削除

（業務部会）

第 4 条 支部には、別表の地区毎に城東北地区業務部会、城南地区業務部会、城西地区業務部会、多摩地区業務部会を置く。

- (1) 業務部会員は、東京支部会員とし、幹事会に業務履歴等の報告を行い、入会とする。
- (2) 業務部会員は、別に定める東京支部業務部会会費規程に基づき、入会金及び年会費を納入する。但し本人から申し出て業務部会を退会した後に、再入会する場合は、入会金は免除する。
- (3) 各地区業務部会には地区業務部会で推薦され、かつ支部総会で幹事に選出された地区業務部会長を置く。
- (4) 地区業務部会長は、支部幹事会の報告、及び業務部会員のコンサルタント業務についての研修・調査・連絡を行うと共に、業務の受託・受注・斡旋等に関する事項を行

い、かつ支部会員相互の交流・親睦等を推進する。

(5) 地区業務部会の業務運営については、各地区業務部会長の了解を得て、事務局が 4 地区業務部会をまとめて当たることができる。

(6) 地区業務部会の費用は、各地区業務部会の収益をもって支弁する。

(7) 業務部会員が、東京支部圏外へ移動したときは、その者が希望する場合は、幹事会の承認を得て、引き続き業務部会員になることができる。業務部会員は、他の支部の会員を兼ねることは出来ない。

(8) 次の場合は業務部会員の資格を失うものとする。

イ 本会の会員又は支部の会員でなくなったとき又は除名されたとき。

ロ 支部規約により支部会員の活動を停止されたとき、その期間中。

ハ 業務部会の年会費又は事務取扱手数料の納付期限を超えて、督促後 1 カ月を超えて未納が続くとき。

ニ 労働安全衛生法第八十五条第 1 項又は第 2 項により登録が取り消されたとき。

ホ 本人から退会の申し出があったとき。

(常任幹事会)

第 5 条 支部には、支部長の権限に属する業務執行の能率的運営を図るため、常任幹事会を置く。

(1) 常任幹事会は、支部長、副支部長、専務幹事、事務局長、専門委員会委員長、地区業務部会長をもって構成する。

(2) 毎月 1 回開催する。

(3) 常任幹事会は、その構成員の他に、支部長の要請を受けた支部監事、その他関係者が出席できる。

(4) 常任幹事会は、具体的業務の執行を決議し、事前又は事後の幹事会承認を得る。

(5) 常任幹事会は、幹事会で報告すべき事項及び審議すべき事項を決め、幹事会議案を決める。

(6) 支部会員は提案事項を書面で地区業務部会長を経由して支部長に提出し、幹事会議案とすることを提案できる。この提案があったときは、常任幹事会は、この提案事項を幹事会議案にするか審議し、幹事会議案としない場合は、その旨を幹事会で報告する。

(規程の改正)

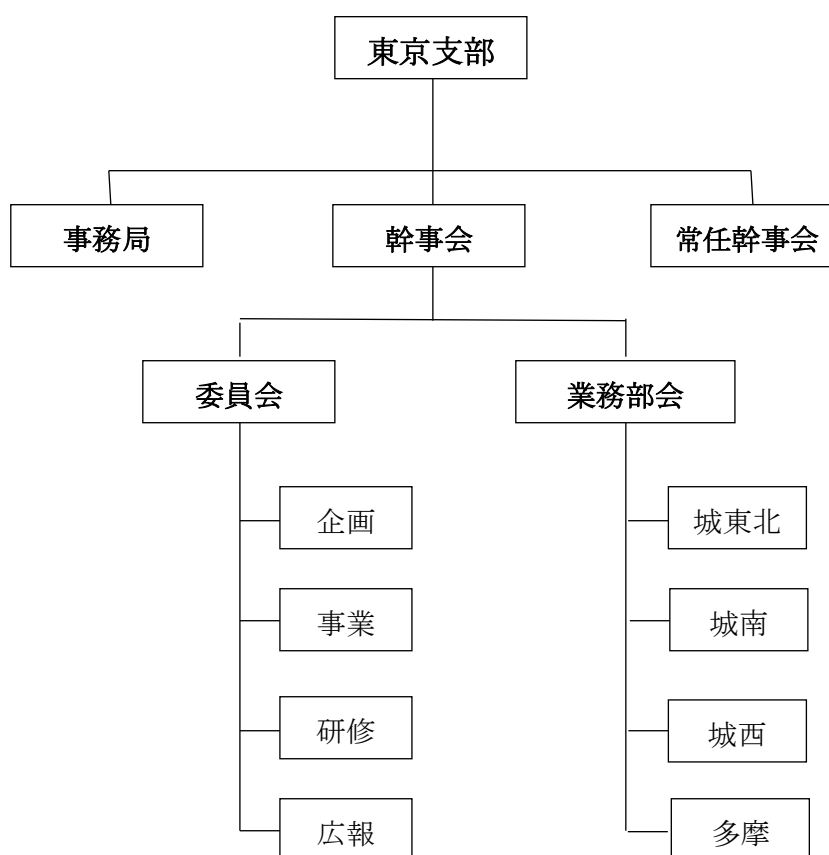
第 6 条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

第 7 条 必要に応じて、特別委員会、プロジェクトチームを設置することができる。

別表 地区別所轄労働基準監督署一覧

地区	所轄労働基準監督署
城東北	池袋労働基準監督署・王子労働基準監督署・足立労働基準監督署 向島労働基準監督署・亀戸労働基準監督署・江戸川労働基準監督署
城南	中央労働基準監督署・三田労働基準監督署・品川労働基準監督署 大田労働基準監督署
城西	上野労働基準監督署・渋谷労働基準監督署・新宿労働基準監督署
多摩	八王子労働基準監督署・立川労働基準監督署・青梅労働基準監督署 三鷹労働基準監督署・八王子労働基準監督署町田支署

別図 東京支部体制



- 1 幹事会は支部総会の議決事項、その他支部業務の執行を決議する機関であり、常任幹事会は具体的業務の執行を決議する機関である。
- 2 業務部会は、業務運用活動機関である。
- 3 各委員会は、諮問または業務補完機関である。

- 付則 この規程は、平成 25 年 5 月 29 日から一部を改正して施行する。
- 付則 この規程は、平成 26 年 1 月 31 日から一部を改正して施行する。
- 付則 この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から一部を改正して施行する。
- 付則 この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から一部を改正して施行する。
- 付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
業務部会会費規程

一部改正 平成 22 年 5 月 28 日
一部改正 平成 25 年 5 月 29 日
一部改正 平成 26 年 11 月 19 日
一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 委員会・業務部会・常任幹事会設置規程第 4 条第 2 号に基づき東京支部業務部会の入会金、会費及び事務取扱手数料について定める。

第 2 条 業務部会に、入会を承認された者は、14 日以内に、下記の入会金を、納入するものとする。

- (1) 正会員 30,000 円
(2) 準会員 15,000 円

ただし、準会員が正会員に資格変更した場合は、当該差額を納入するものとする。

第 3 条 業務部会の会費は、年会費とする

第 4 条 業務部会の年会費は、次表に定める金額とする。

会員種別	年会費
正会員	30,000 円
準会員	15,000 円

2 年会費は年度の 2 分の 1 が経過するまでに納入する。年度途中で業務部会員の資格を失っても納入した会費は返還されない。前項の規程にかかわらず、年度の 2 分の 1 が経過した後、入会した正会員の会費は 15,000 円とする。

3 正会員は、満 80 歳の年齢に達し、かつ、本会の在籍年数が 10 年以上に達した者、又は「満 80 歳以上で本会の在籍年数が 10 年未満であっても、特に功労があった者と支部長が認めた場合」は、会費免除申請書を支部長に提出し、幹事会の承認を得て、次年度より第 1 項に定める会費の納入の免除を受けることができる。ただし、原則として会費免除者は支部からの業務の紹介等はしないものとする。

(事務取扱手数料)

第 5 条 支部を通じて東京支部契約の業務および密接な関連業務(本会又は他の支部から受託した業務)を実施した会員に対しては、顧客より支部に契約金額が振り込まれ、支部は、その中の報酬分等から事務取扱手数料(報酬の 10%)を控除する。又、支部の斡旋による個人契約のコンサルタント業務を行った会員は、支部に事務取扱手数料を納める。

2 事務取扱手数料は、個人契約、支部契約のいずれも報酬金額等(交通費等の実費は除く)

の10%とする。

- 3 東京支部契約から個人契約に切り替わった場合も含めて、個人契約業務が継続する場合、事務取扱手数料は個人契約期間の3年目までは10%とし、それ以降は0、この手数料を不要とする。ただし、継続する支部業務契約および密接な関連業務(本部会又は他の支部から受託した業務)に関わる案件については業務終了まで継続納付する。
- 4 当該業務の担当者が、交替する場合であっても、同様に前各項を適用する。
- 5 個人契約業務の場合の事務取扱手数料の納入は、各人への入金後1ヶ月以内とする。
- 6 斡旋された契約業務とは別に、業務を受注した場合は、その業務は、個人の営業努力による受注と見なし、事務取扱手数料の対象にはならない。

第6条 業務部会に納入した入会金、会費等は、理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

第7条 この規程の改正は、幹事会の議を経て、支部長が行う。

付則 この規程は、平成27年4月1日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成30年6月21日から一部を改正して施行する。

様式第 1 号 会費免除申請書

年 月 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

支部長 殿

住 所

氏 名

印

東京支部業務部会会費免除の申請について

私は、下記により会費免除の要件に該当すると思われますので、東京支部業務部会会費規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、会費免除を申請します。

記

1 生 年 月 日 年 月 日

2 年 齢 満 才

3 本会入会年月日 年 月 日

4 登 録 番 号

以上

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
事務局規程

制定 平成 22 年 5 月 28 日

一部改正 平成 28 年 11 月 30 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 10 条第 4 項、第 12 条の 2、及び第 21 条第 2 項について、定めるものである。

(任免)

第 2 条 事務局長は、幹事のうちから支部長が選任する。事務局職員は、支部長が幹事会の承認を得て選任する。いずれも任免は書面をもって行う。

(事務局長・事務局職員の職務)

第 3 条 事務局長は、支部長の了解を得て、次の職務を主として行う。

- (1) 幹事会開催準備及び司会進行
- (2) 支部総会開催準備等
- (3) 支部長及び副支部長への提案事項及び協議
- (4) 外部機関・顧客、会員との窓口業務調整等

2 事務局職員は、次の職務を行う。

- (1) 事務局長の職務運営に関する補助
- (2) 文書の整理、保管に関すること
- (3) 近隣自治会等との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項等

(役員・事務局職員の服務及び給与等)

第 4 条 報酬を支給される役員及び事務局職員の報酬は、役員・事務局職員報酬規程によるものとする。

第 5 条 この規程の改正は、幹事会の議決を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

付則 この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
支給規程

制定 平成 22 年 5 月 28 日

一部改正 平成 25 年 3 月 28 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 22 条に基づき定めるものである。

(交通費)

第 2 条 支部は、常任幹事会、幹事会、委員会等（企画・事業・研修・広報等）に出席したものに、距離の遠近にかかわらず旅費・交通費の実費を支給する。

(弔慰金等)

第 3 条 業務部会員の弔慰金等について、次の通り定める。

- (1) 弔慰金は、1 万円とする。
- (2) 葬礼には、遺族の遺志も考慮して、支部長また代理人が出席できる。
- (3) 弔電は、各地区業務部会長発信とし、過去の地区業務部会活動などを考慮して、決めることができる。

(暫定措置)

第 4 条 この規程に、定めのない事項または補完する事項については、別に定めるまで支部長が定める。

付則 この規程は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
手数料規程

制定 平成 17 年 5 月 27 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

第 1 条 この規程は、東京支部(以下「支部」という)が発行する証明書等の手数料について規定する。

第 2 条 支部が発行する証明書等の手数料の額は、1 件につき 2,000 円とする。

第 3 条 証明書等の発行を受けようとする者は、予め、書面にて支部長宛に申請するとともに支部に手数料を納付するものとする。

第 4 条 一旦納付した手数料は原則として返納しない。

第 5 条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成 17 年 5 月 27 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

付記

証明書等の例

生涯研修制度関係各種証明書(支部諸会議出席証明書等)

実務証明書

その他各種証明書

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
コンプライアンス規程

制定 平成 22 年 5 月 23 日
一部改正 平成 25 年 5 月 29 日
一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 22 条第 1 項の規定に基づき、支部の永続的発展と健全性を確保するために、コンプライアンスの基本事項を定める。

(コンプライアンスの定義)

第 2 条 本規程において、コンプライアンスとは会員が法令、本会の定款・規程・倫理綱領・行動規範等を、遵守し社会的規範に、反することのない誠実かつ公正なコンサルタント業務を、実践することをいう。

第 2 章 行動理念

(コンプライアンスの基本方針)

第 3 条 支部は、コンプライアンスの不徹底が本会の業務基盤を揺るがし得ることを十分認識し、コンプライアンスの徹底を業務基盤の基本行動理念として位置付け、これに基づく業務活動を展開し、顧客及び会員の高い評価と信頼を確立し、継続的に業務を発展させる。

(遵守基準)

第 4 条 本規程で遵守すべき法令、諸規則とは法令、本会の定款・規程・倫理綱領・行動規範等に、記載された定めをいう。

(コンプライアンスの行動規範・実施基準)

第 5 条 コンプライアンス行動規範は、本会の倫理綱領・行動規範をコンプライアンスの基本的な行動姿勢とする。また、実施基準として第 3 章のコンプライアンス体制と、第 4 章の遵守体制の維持を策定する。

第 3 章 コンプライアンスの体制

(コンプライアンスの組織と役割)

第 6 条 法令・諸規則等のコンプライアンス業務の実効性を保持するため、以下の組織を置き運用する。

- 1) コンプライアンス委員会 実効性を確保するため、幹事会員を構成委員とするコンプライアンス委員会を置き、委員会の中からコンプライアンス委員長を選出する。

この委員会は、コンプライアンスに関するすべての事項につき審議する

- 2) 幹事会 幹事会は、コンプライアンス委員会からの報告を受け、必要な審議や意思決定を行う。
- 3) コンプライアンス委員長 コンプライアンス委員長の主要な役割・責務は、以下の通りとし、事務局が補佐する。
 - ① 法令・諸規則・規範等の違反行為の様態を精査し、相応の過失が会員に認められた場合には、コンプライアンスの責任を問うことが出来る。
 - ② このコンプライアンス規程、マニュアル等を整備する。
 - ③ コンプライアンスに関する、活動状況や遵守状況を監督する。
 - ④ コンプライアンスのため必要あるときは、委員のうち調査責任者を決め、調査・報告を求める。
 - ⑤ 法令・諸規則・規範等の遵守に関し、全会員や各関係部署に必要な助言・指導をする。
 - ⑥ 法令・諸規則・規範等の違反を調査し、事実を認定し、重要事項は、幹事会に報告する。
 - ⑦ コンプライアンス委員会を必要に応じて招集し、開催する。
- 4) 懲戒処分委員会 コンプライアンス委員会が、支部規約第 7 条第 2 項に示す懲戒処分に値すると考えた事例については、コンプライアンス委員会において懲戒処分委員会を、開催し、審議する。コンプライアンス委員長は、この審議結果を幹事会に報告し、幹事会が決議する。

(守秘義務)

第 6 条の 2 本規程に定められた者は、法令等に従う場合を除き当該任務で得た情報を、コンプライアンス委員長の承認なく、本規程の実施に関わる以外の者に、漏らしてはならない。

第 4 章 遵守体制の維持

(遵守状況の監査)

第 7 条 コンプライアンスの遵守状況を、監査するため以下の通り運用する。

- 1) 支部監事は、コンプライアンスの遵守状況を監査する。
- 2) コンプライアンスに関する監査の結果については、コンプライアンス委員会で協議のうえ、幹事会に報告する。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成 25 年 5 月 29 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
地区業務部会規程

制定 平成 30 年 6 月 21 日

第 1 条 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の委員会・業務部会・常任幹事会設置規程第 4 条により置かれた各地区業務部会の運営は、同条による他、以下の規定による。

(地区役員)

第 2 条 各地区業務部会には、地区役員として、地区業務部会長の他、会計 1 名、及び地区監事 1 名以上を置く。各地区業務部会では、同会での決議により、地区役員の種類、人数を増やすことができる。

- 2 前項の地区役員は地区業務部会で推薦された者とする。
- 3 会計は、地区業務部会の会計管理及び事務を行い、地区監事は、地区業務部会の会計監査を行う。
- 4 地区役員の任期は 2 年とし、再任されることができる。

(事務所)

第 3 条 各地区業務部会の事務所は、地区業務部会長の事務所又は自宅に置く。

(地区業務部会会議)

第 4 条 地区業務部会会長は、原則として 2 か月に 1 回、地区業務部会の会員を召集して地区業務部会会議を開催し、関係情報の伝達、会員の意見交換・集約、研修等を実施する。

(会計)

第 5 条 会計は毎会計年度終了後に収支決算書を作成し、地区監事による監査を受け、地区業務部会で承認を得る。地区業務部会会長は収支決算書及び監査報告書を東京支部長に遅滞なく提出する。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、支部幹事会の議を経て支部長が行う。

付 則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

様式 地区業務部会収支決算書			
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部			
地区業務部会		収支決算書	
期間: 年 月 日 - 年 月 日			
作成者:			
収入		支出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
前年度繰越金(内訳下記)			
		次年度繰越金(内訳下記)	
合計	0	合計	0
前年度繰越金内訳	金額(円)	次年度繰越金内訳	金額(円)
銀行口座		銀行口座	
手元現金		手元現金	
合計		合計	
収入	円		
支出	円		
収支差引残高	円(預金:	円、現金:	円)
平成 年度決算を 以上 のとおり報告いたします。			
平成 年 月 日			
日本労働安全衛生コンサルタント会			
東京支部		地区業務部会 会計	〇〇〇印

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部			
地区業務部会 監査報告書			
地区業務部会長殿			
以上の 決算 内容について、帳簿・書類等監査の結果適正であることを認めます。			
平成 年 月 日			
日本労働安全衛生コンサル外会			
東京支部	地区業務部会	地区監事	〇〇印